

随意契約及び比較見積省略理由書

大阪府警察では、安全で円滑な交通環境を構築するため、交通流を制御する上で重要となる交差点に交通流監視用テレビ端末装置（以下「端末装置」という。）を設置しており、設置交差点の交通状況をリアルタイムに把握することができる。

これから得られる情報に基づき制御を行うことで、適時的確な信号制御・情報提供を実施しており、安全で快適な交通環境の構築には欠かすことのできないものである。

毎年、端末装置の新設または更新を行うが、これを交通管制センターにある交通監視用テレビ中央装置（以下「中央装置」という。）に、広域イーサネット回線を介して接続し、交通流監視及び遠隔制御を可能にするためには、ハードウェアの製作・追加、ソフトウェアの変更及びネットワーク環境の調整が必要である。

これらの作業は、交通管制センターで運用されている中央装置に対し様々な変更を行うものであり、中央装置を製作したパナソニックコネクト株式会社でなければ、施工は困難である。

また、中央装置に不具合や故障が発生した場合、動作保証対応が可能な専門知識、技術がなければ、施工の安全性は確保できない。

これらの条件を満たすのは、やはり中央装置を製作したパナソニックコネクト株式会社のみである。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結することとし、併せて大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書の徴取を省略するものである。

以 上